

OpenChainJapanWG第12回会合 参加者 御中

『OSSライセンスと著作権法』 講義・コンサル内容の基本

2019年12月19日
NEC OSS推進センター・姉崎章博

Orchestrating a brighter world

未来に向かい、人が生きる、豊かに生きるために欠かせないもの、それは「安全」「安心」「効率」「公平」という価値が実現された社会です。

NECは、ネットワーク技術とコンピューティング技術を活かす持つ類の最先端テクノロジーとしてリーダーシップを発揮し、卓越した技術とさまざまな知見やアイデアを融合することで、世界の国々や地域の人々と協業しながら、明るく希望に満ちた暮らしと社会を実現し、未来につなげていきます。

●Windows返金問題で「プログラム使用許諾契約書」を意識
●JLA(日本Linux協会)でLinux商標調査登録を支援

自己紹介 という昔話(2/4)
2000年 IA-64 Linuxの実装、Linuxの普及に関わる

元、汎用機ACOSの通信管理、OSIの標準化、実装に関わる

1999年 Express5800シリーズでLinux動作確認情報提供

●2Wayなのに、ブート時にペンギンが一匹しか出ない

- Intel IO-APIC support for multi-Pentium hosts.
- Copyright (C) 1997, 1998, 1999, 2000, 2009 Ingo Molnar, Hajnalka Szabo
- Many thanks to Stig Venas for trying out countless experimental patches and reporting/debugging problems patiently!

(c) 1999 Multilink IO-APIC support developed by Ken-ichi Yaku (yakuf@ssi.kbns.nec.co.jp) and Hiromi Kishimoto (kshimot@ssi.kbns.nec.co.jp).

●LFの前身OSDL創立に関わり、ジャバランボ設立(2001)に奔走
●CGI(Carrier Grade Linux)→AGL(Automotive Grade Linux)の兄貴分

自己紹介 という昔話(3/4)
NEC OSS推進センター所属・姉崎章博

元、汎用機ACOSの通信管理、OSIの標準化、実装に関わる

1999年 Express5800シリーズでLinux動作確認情報提供

2000年 IA-64 Linuxの実装、Linuxの普及に関わる

2003年 SCOのIBM提訴の問題を契機にIP問題の社内対応

2006年 OSSライセンスの社内教育開始

2008年 OSSライセンスのコンサルを外販開始

●@IT連載「企業技術者のためのOSSライセンス入門」執筆
●著作権情報センター第9回著作権・著作隣接権論文佳作入選

「OSSライセンスとは-著作権法を権原とした解釈」

「著作権」の専門の先生方にも一定の評価をいただいた

Watch
NEC、「Linux」搭載の携帯電話を披露

https://k-tai.watch.impress.co.jp/cda/article/news_toppage/19124.html

6月2日～4日の3日間、東京ビッグサイトにてLinuxに関するイベント「LinuxWorld Expo Tokyo 2004」が開催され、NECはLinux搭載の携帯電話を展示した。

この図が15年経っても入門に使われています

自己紹介 という昔話(3/4)
2004～5年 日本OSS推進フォーラム サポートインフラWG資料作成

「オープンソースソフトウェアが開発コミュニティからユーザーに届くまでの仕組み」

3. OSSに関連する組織・団体の全体像

この図が15年経っても入門に使われています

OBCI
オープンソースカンファレンス2019 Tokyo/Fall

オープンソース入門

2019年11月3日

著作権 行秀

自己紹介 という昔話(3/4)
NEC OSS推進センター所属・姉崎章博

元、汎用機ACOSの通信管理、OSIの標準化、実装に関わる

1999年 Express5800シリーズでLinux動作確認情報提供

2000年 IA-64 Linuxの実装、Linuxの普及に関わる

2003年 SCOのIBM提訴の問題を契機にIP問題の社内対応

2006年 OSSライセンスの社内教育開始

2008年 OSSライセンスのコンサルを外販開始

●@IT連載「企業技術者のためのOSSライセンス入門」執筆
●著作権情報センター第9回著作権・著作隣接権論文佳作入選

「OSSライセンスとは-著作権法を権原とした解釈」

「著作権」の専門の先生方にも一定の評価をいただいた

「著作権を権原とした解釈」? 「権原」?
例えば、「ある行為を正当なものにする法律上の原因」

私の問題意識

OSSで条件を指定する権利はどこからくるのか?

つまり、OSSライセンスの条文の権原は、契約の「債権」か「著作権」か

『GPLは法的に不十分な法律文書』と言う人がいました。

GPLを見て、契約書と解釈した上で、『準拠法や所轄裁判所が記載されていない』 不十分な法律文書(契約書)と、真に受けて?

後発のOSSで、準拠法や所轄裁判所を記載して、GPLと両立しないライセンスを作り出した。

クルマを見て、船舶と解釈した上で、
『スクリュエヤ舵が無い』 不十分な船に似ているのと同じ。

そもそも、契約と考えたのが間違いでは?

そもそも、ライセンスとは

a licence is a unilateral permission, not an obligation,
ライセンスは、一方的な許諾であり、義務ではない

Transcript of Eben Moglen at "Enforcing the GNU GPL"中で
"Licenses are not contracts"

ユスティニアヌス法典(ローマ法大全)の法学提要(the Institutes of Justinian)記載用語

ライセンス(license)はラテン語で許可もしくは同意といった意味を表す "licentia" という言葉が起源とされる。

17世紀後半には英国の判決で、ライセンスとは、なんら財産や利益の移転や財産の移転・変更をせず、ライセンスが行わなければ違法になる行為を合法にすることであるとの定義が現れる。

金子宏著、Section 1 ライセンス概論『ビジネス法務大系1 ライセンス契約』日本評論社

Stallman氏がGPLを契約法に基づかせない正当な2つの理由
Don't Let 'Intellectual Property' Twist Your Ethos

http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html

by Richard M. Stallman
June 09 2006

1. Copyright law is much more uniform among countries than contract law, which is the other possible choice.

著作権法は、国家間で、契約法や他のありうる選択より、非常に均質である。

2. There's another reason not to use contract law: it would require every distributor to get a user's formal assent to the contract before providing a copy. To hand someone a CD without getting his signature first would be forbidden. What a pain in the neck!

契約法を使わないもう一つの理由は、コピーを提供する前に、契約への正式な同意を得ることを、あらゆる頒布者に要求するから。彼のサインをもらうことなく誰かにCDを渡すことは、禁じられている。うんざりする!

作った人たちが「GPLは契約ではない」と、言っているのに、**GPLを契約と扱って、妥当な扱いが出来るわけが無い。**

にもかかわらず、あるIPA報告書(2009年)では、『「GPLは契約ではなくライセンスである」といったことは一切述べていない』などと**事実誤認**

なぜ「GPLは契約である」と説明する人がいるのか

債権回収の強制執行したかったらしい: GPL Enforcement

訴えられなければ、GPLに従うものか、と言われ裁判所命令を勝ち取って、GPLを強制しようと。**そういう活動を支援するため「契約」と解釈の模様**

OSSの著作権者ではない

結果、OSSコミュニティがつぶれては**本末転倒**

Linus Torvalds氏は、こんな支援は『毒』と
Lawyers: poisonous to openness, poisonous to community, poisonous to projects
https://lists.linuxfoundation.org/pipermail/ksummit-discuss/2016-August/003580.html

GPLは、何を許諾・許可しているのか?

Linuxの場合、GPLv2 第3条 http://www.gnu.org/licenses/gpl-2.0.html

3. あなたは上記第1条および2条の条件に従い、**許諾条件1(BSDL相当+)**

『プログラム』(あるいは第2条における派生物)を**オブジェクトコード**でないし**実行形式で複製または頒布することができる。許諾内容**

ただし、その場合あなたは以下のうちどれか一つを実施しなければならない:

a) 著作物に、『プログラム』に対応した完全かつ機械で読み取り可能なソースコードを添付する。(中略)

b) 著作物に、(中略)ソースコードを、(中略)提供する旨述べた少なくとも3年間は有効な書面になった**申し出を添える。**(以下中略) **許諾条件2**

GPL無しで自由に行うことができるが自由には再頒布できない

使用許諾契約などの制約なく、バイナリが公開されたら自由に行うでき、ソースが公開されたら自由に変更もできる。

ここでGPLは関係ないが

許諾を得て利用可能

複製または頒布できる。つまり、複製権の行使が許諾される

本を読むのに著者の許可が必要か? 音楽を聴くのに作曲者の許可が必要か? 著作権侵害

無断で他人の著作権侵害

無断で使用

許諾条件を満たさないと、**どの法律違反**になるのか？

著作権法。

すでに出ているが、**GPLに直接的に記載されていないので、わかっていない人が多い**

ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、**著作権法に基づいている**

Most free software licenses are based on **copyright law**
<http://www.gnu.org/philosophy/no-ip-ethos.html>

ほとんどの自由ソフトウェアのライセンスは、**著作権を元**にしています。

Most free software licenses are based on **copyright**
<https://www.gnu.org/philosophy/free-sw.html>

著作権を元と考えれば、

『派生的著作物を頒布する場合、**その頒布が原著物と同一の条件であることを求める**』
という話も契約書で規定されたルールではなく、**著作権のルール**でしかないことがわかる

日本国著作権法

著作権は、その著作物を複製する権利を専有する(第二十一条)、二次的著作物に対するこの法律による保護は、その原著物の著作権者の権利に影響を及ぼさない(第十一條)。

原著作者の再頒布の条件を二次的著作者は変えられない

でも、BSDライセンスは商用ライセンスに変えられる？

⇒その製品は、**BSDライセンス条件を満たした上で**、商用ライセンスを被せているだけ。変えてはいない。

そもそも、**変える権利など一切無い**。

⇒**同一条件でなければならないことを「コピーレフト」**

と呼ぶのは**間違い・勘違い**。

BSDライセンスはコピーレフトと呼ぶ人はいない。

なので、講義の半分は**著作権**の話です。

■OSSライセンスと著作権法 講義(SH)

- 第1章 OSSは一般に他人の著作物
- 第2章 OSSライセンス違反とは
- 第3章 著作権について
- 第4章 OSSライセンスの概略
- 第5章 GPL感染/伝播などの都市伝説について
- 第6章 基本的な対策例

著作物・著作権が
どういふものが
理解したいから
著作権行使の
許諾
として見ると、
何が記述されてい
るのか理解できる

補遺 GPLV3について

NECグループ内では、2006年から約10年で、web教育を除き
累計 約100回、約3000名 が集合教育を受講

<https://jpn.nec.com/oss/osslic/OSSedu.html>

OSSライセンスをEULAのような

ソフトウェアライセンスという契約と扱うと

どういふ不都合があるのか？

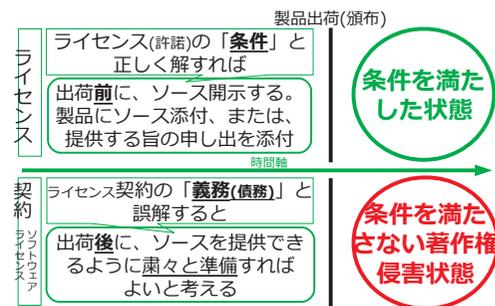
大して違わないという人がいるが、

こんな不都合が起きている...

ソフトウェアライセンス(EULA等)とOSSライセンスの主な違い

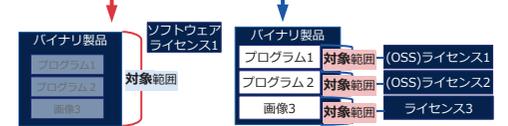
	ソフトウェア ライセンス	OSSライセンス
(1)主な許諾内容 が違ふ	使用の許諾	(著作権法上の) 利用の許諾
(2)主な許諾形式 が違ふ	契約 (双方の合意)	ライセンス (一方的な許諾)
(3)主な許諾対象 が違ふ	プログラム製品 (PP)	(プログラムの) 著作物

不都合その1...粛々と実施して罪を犯す



不都合その2...バイナリ単位に扱い罪を犯す

ソフトウェアライセンスとOSSライセンスは主な許諾対象が違ふ



バイナリ中の個々の著作物を確認しなければならない。他人の著作権を行使させてもらうのであるから、**バイナリ単位に十把一絡げにライセンスを管理し、個々の著作物のライセンスを無視してはいけません**

著作権侵害・著作権法違反

dpkg(debパッケージ)とRPMパッケージ

dpkgが1994年からあるのに、1997年にRPMリリース

RPM:パッケージ情報に**ライセンス情報**を含む > yum info libbsd

Name : libbsd
Arch : i386
Version : 0.8.7-1
Release : 1
Repo : epel/x86_64
Summary : Library providing BSD-compatible functions for portability
URL : http://libbsd.freedesktop.org/
License: BSD and ISC and Copyright only and Public Domain

Description : libbsd provides useful functions commonly found on BSD systems, and lacking on others like GNU systems, thus making it easier to port projects with strong BSD origins, without needing to embed the same code over and over again on each project.

dpkg:各パッケージには、**著作権と配布条件のライセンス文書が元のままの形式で** /usr/share/doc/package/copyright に収録されていなければならない(Debian ポリシーマニュアル 4.5 著作権表記: debian/copyright)

dpkgにLicense項目が無い > apt show libbsd0

```
Package: libbsd0
Version: 0.8.7-1
Priority: important
Section: libs
Source: libbsd
Origin: Ubuntu
Maintainer: Ubuntu Developers <ubuntu-devel-discuss@lists.ubuntu.com>
Original-Maintainer: Guillem Jover <guillem@debian.org>
Bugs: https://bugs.launchpad.net/ubuntu/+filebug
Installed-Size: 174 kB
Depends: libc6 (>= 2.25)
Homepage: https://libbsd.freedesktop.org/
Task: minimal, ubuntu-core
Supported: 5y
Download-Size: 41.5 kB
APT-Manual-Installed: yes
APT-Sources: http://ftp.riken.jp/Linux/ubuntu bionic/main amd64 Packages
Description: utility functions from BSD systems - shared library
This library provides some C functions such as strlcpy() that are commonly available on BSD systems but not on others like GNU systems.
```

For a detailed list of the provided functions, please see the libbsd-dev package description.

debian/copyright file formatのlibbsd-0.8.6 COPYINGファイルの内容

1行で表せるわけがない ⇒ **LICENSE: BSD-4-Clause & ISC & PD**

BSD-3-clause
BSD-4-clause-Christopher-G-Demetriou
ISC [Expat]
BSD-4-clause-Niels-Provos
BSD-3-clause-Dietmar-Wagner
BSD-5-clause-Peter-Wemim
BSD-2-clause-verbatim
BSD-2-clause-author
ISC-Original
public-domain
Colin-Plumb
BSD-2-clause

これらのライセンスは、**無視してよいのか？**

これらの何十という著作物の再頒布条件を無視した**著作権侵害では？**

これらの差は**無視してよいのか？**

基本は著作権と考える

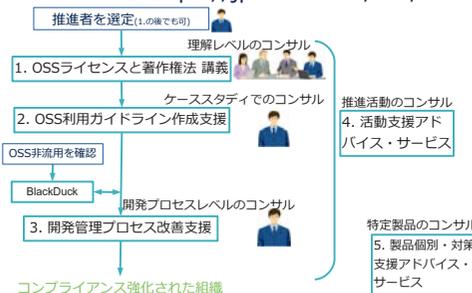
流通するバイナリパッケージと著作物は

1 対 多

個々の著作物の著作権を

ないがしろにしない

そういうことを基本に、OSSライセンス コンサルティング
<https://jpn.nec.com/oss/osslic/>



OSSライセンスを正しく理解するための本 順次公開中

- 第1章 OSSの初歩 **5/27公開** **根拠を示した解説**
 - 第2章 OSSライセンスの概要 **6/27公開**
 - 第3章 OSSライセンスの都市伝説 **11/5公開**
 - 第4章 OSSを使ったビジネスで気をつけること
 - 第5章 トラブル回避のための基本的な施策案
 - 第6章 コンサル事例
 - 第7章 余談：著作権法とNEC創立の関係
- <https://jpn.nec.com/oss/osslic/article.html#article08>

Orchestrating a brighter world

